



鳥取県公報

平成17年12月16日(金)
号外第199号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (120) (畜産課) 1

—————公布された規則のあらまし—————

家畜改良増殖法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師の負担を軽減するため、毎年ごとの種付け頭数等の報告義務を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師の種付け頭数等の報告義務を廃止する。
- (2) 所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行日は、公布の日とする。

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第120号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和26年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に

不明数（へい死、異動等によって確認できないもの）を控除した数をもって、受胎数又は産子数を除して算出すること。

- 7 「受胎数」の項は、流産又は死産した雌畜数を、「産子数」の項は、早産又は出産後直ちにへい死した産子数を含めること。
- 8 種畜の廃用、死亡等によりその年の種付け又は人工授精成績に該当がない場合も、前年種付け又は人工授精による産子数を報告すること。
- 9 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

